

報 道 発 表 資 料
平 成 23 年 4 月 6 日
気 象 庁

臨時の震度観測点の設置について（第2報）

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、気象庁・地方公共団体・防災科学技術研究所設置の震度計のうち、津波の影響等により観測ができない状態となっているものがあり、地震情報で震度が発表されない市町村が存在します。これらの市町村については、恒久的な観測点が復旧するまでの間、気象庁が当該市町村に臨時の震度観測点を設置し、震度観測を行うこととします。

福島県国見町については、その観測準備が整ったことから、本日（4月6日）17時より観測を開始することとしますのでお知らせします。

なお、地震情報で震度が発表されないその他の市町村についても、臨時観測点の準備が整ったところから順次観測を開始していきます。

地方公共団体震度観測点の代替として設置する臨時観測点

福島県国見町

観測点名称：国見町藤田（くにみまちふじた）

本件に関する問い合わせ先：

気象庁地震火山部地震津波監視課 03-3284-1743